

企業会計基準適用指針公開草案第 3 号

退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)に対する意見

社団法人 電子情報技術産業協会

1. 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置について(第 21 項)

わが国の退職給付制度を大きく変革し、新しい経済社会に適合させるため、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法は制定、公布されました。労使合意の下で企業が自由な制度変更を進めることは、わが国の経済構造改革における不可欠の課題であります。

このため、確定拠出年金制度への移行の場合、損益への影響を一定の年数にわたって繰延処理する特例措置を設けるべきであります。

その際、繰延処理の対象は、「移行による退職給付債務の減少額と資産移換額との差額及び移換前からの繰延処理項目(会計基準変更時差異、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異)」とし、また、繰延期間は、移行時点における従業員の平均残存勤務年数以内とし、特例措置適用に関する注記を行うとすることで、法律制定趣旨に鑑み、会計処理においても可能な限り退職給付制度間の移行を円滑に行えるよう配慮すべきであります。

2. 減額の会計処理について

規定(公開草案第 24 項)のみでは、負の過去勤務債務の費用処理額(益)が、減額時の損益計算書上、大きく突出する一方、負担となるべき繰延処理項目は翌期以降に繰り越す結果となり、不整合が生ずる可能性が高くなります。退職給付債務が大幅減額されるような場合には、制度の一部終了と見ることができ、当該会計処理に準じて、退職給付債務の減少ならびに対等する繰延処理項目を併せて当期の損益として認識する方法を選択的に容認すべきであります。

このため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)の公表・別紙」における退職給付債務の減額の会計処理に関し、(1)(退職給付債務の大幅減額の処理)の処理を選択的に容認することに賛成であります。なお、(2)(将来勤務に係る退職給付の減額に係る処理)については、退職給付規定等の改定の結果生ずる退職給付債務の差額を過去勤務債務として取り扱う会計基準の前提に矛盾することから、反対であります。

3. 繰延処理項目の費用処理年数の変更について

会計制度委員会報告第 13 号の第 29 項では、繰延処理項目の費用処理年数について継続適用を義務づけている。本公開草案の対象となる、退職給付制度間の移行や退職給付制度改訂等により平均残存勤務年数が変化したことに伴い費用処理年数を変更する場合は、合理的な変更理由に該当することを明示すべきであります。

4. 税法との関連

本公開草案による会計処理に関連する税務上の退職給与引当金の取崩しの取り扱いなどについて、税務当局との必要な調整を要望いたします。

以上